

新型コロナウイルス感染症関連の支援について

●個人・世帯向け

傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、要件を満たす城陽市国民健康保険又は後期高齢者医療加入者の方に、傷病手当金を支給します。

詳しくはWEBで
国民健康保険 後期高齢者医療

お問い合わせ	国民健康保険：☎0774-56-4038（国保医療課） 後期高齢者医療：☎0774-56-4039（国保医療課）
--------	---



住居確保給付金

離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある人（支給要件有り）に対し、家賃相当分（生活保護住宅扶助基準を上限）の住居確保給付金を支給します。

詳しくは
WEBで

受付時間	月～金曜日の9：00～12：00・13：00～16：00 （祝日、年末年始を除く）
お問い合わせ	☎0774-56-4088（福祉課）



くらしと仕事の相談窓口

「仕事がなかなか見つからない」、「家賃を滞納している」など、生活や仕事などでお困りの人に対し、専任の相談支援員が話を聴き、ひとりひとりの状況に応じた支援を行います。お気軽にご相談ください。（申込不要・無料）

詳しくは
WEBで

受付時間	月～金曜日の9：00～12：00・13：00～16：00 （祝日、年末年始を除く）
お問い合わせ	☎0774-56-4088（福祉課）



くらしの資金貸付金

失業などによりくらしのための緊急一時的な資金を必要としている世帯に、貸し付けます。

詳しくは
WEBで

貸付上限	10万円
貸付条件	据置期間：4カ月以内 償還期限：2年以内、無利子・保証人不要
貸付対象	緊急一時的な資金を必要としている世帯の世帯主
お問い合わせ	☎0774-56-4034（福祉課）



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免（国民健康保険・後期高齢者医療）

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方や新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、申請により保険料が減免される場合があります。

詳しくはWEBで
国民健康保険 後期高齢者医療

お問い合わせ	国民健康保険：☎0774-56-4038（国保医療課） 後期高齢者医療：☎0774-56-4039（国保医療課）
--------	---



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った場合や生計維持者の収入減少が見込まれる方は、申請により介護保険料を減免できる場合があります。

詳しくは
WEBで



対 象	65 歳以上の被保険者
お問い合わせ	☎0774-56-4043（高齢介護課）

●事業主向け

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成する。

対 象	労働者の雇用維持を目的とした出向により労働者を送り出す事業主と当該労働者を受け入れる事業主		
補 助 額	① 出向運営経費 出向元及び出向先が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。		
		中小企業	中小企業以外
	出向元が労働者を解雇等していない場合	9/10	3/4
	出向元が労働者を解雇等している場合	4/5	2/3
	上限額（出向元・出向先の合計）	12,000 円/日	
	② 出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。		
	出向元	出向先	
助成額	各 10 万円/1 人当たり（定額）		
加算額（※）	各 5 万円/1 人当たり（定額）		
※出向元が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。			
お問い合わせ	☎0120-60-3999（産業雇用安定助成金コールセンター）		

詳しくは
WEBで



事業再構築補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

対 象	中小企業・中堅企業		
主 な 要 件	① 2020 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1 月～3 月）の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少していること。 ※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。 2020 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計付加価値額がコロナ以前の同 3 か月の合計付加価値額と比較して 15%以上減少していること		
	② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。		
	③ 補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加の達成。		
補助額・補助率	中小企業 通常枠：100 万円～6,000 万円 (6,000 万円越は 1/2)	2/3	
	中堅企業 通常枠：100 万円～8,000 万円 (4,000 万円超は 1/3)	1/2	
お問い合わせ	☎0570-012-088（事業再構築補助金事務局コールセンター）		

詳しくは
WEBで



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

対 象 者	令和5年2月1日から令和5年3月31日までに事業主が休業させた労働者等のうち、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった労働者（大企業のシフト労働者でない労働者を除く）	
給 付 金 の 金 額	休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の休業期間の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数） ※1日当たり支給額8,355円	
申 請 期 間	休業した期間	申請期限（必着）
	令和5年2月から3月	令和5年5月31日（水）
お 問 い 合 わ せ	☎0120-221-276（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター）	

詳しくは
WEBで



商工業者の資金繰りに関するご相談

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上減少などの業績が悪化している企業のみなさんへの金融支援制度です。

<p>京都府 （相談窓口：京都銀行、南都銀行などの金融機関）</p>	<p>① 伴走支援型経営改善おうえん資金 ② 新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証5号） ③ 災害対策緊急資金（セーフティネット保証4号） ④ あんしん借換資金（危機関連枠）</p>
<p>日本政策金融公庫 京都支店 中 小 企 業：☎075(221)7825 小規模事業者：☎075(211)3231 （相談受付窓口：城陽商工会議所☎0774-52-6866）</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症特別貸付（無利子・無担保融資） ② 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付） ③ 新型コロナウイルス対策マル経</p>

その他、資金繰りでご不安を感じている方のご相談は、城陽商工会議所 ☎0774-52-6866 まで。
また、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定についてのご相談は、商工観光課 ☎0774-56-4019 まで。

農業者の資金繰りに関するご相談

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等のみなさんへの金融支援制度です。

<p>日本政策金融公庫 京都支店 ☎075(221)2147</p>	<p>① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ③ 経営体育成強化資金</p>
--	---

●その他

来庁せずにできる手続き

課税証明書等の郵送請求	課税証明書や評価証明書などの証明書は郵送でも請求できます。
住民票の写し等の郵便請求	住民票の写しや戸籍謄本などの証明書は郵送でも請求できます。
コンビニエンスストアでの証明書の取得	マイナンバーカードをお持ちの方は、住民票等の証明書が取得できるコンビニ交付サービスを利用することができます。
転出届の郵送	転出届（市外への引越し）は郵送でも提出できます。

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等に必要な証明書の無料化

新型コロナウイルス感染症に係る貸付や融資等の手続きに必要な証明書の交付手数料を免除（無料交付）します。（コンビニ交付分を除きます。）

対象となる方	個人・法人
期 間	令和6年3月31日まで
お問い合わせ	各種税証明書：☎0774-56-4021（税務課） 住民票等：☎0774-56-4025（市民課）

詳しくは
WEBで



市税の納税や保険料、水道料金などの納付が困難な方へ

市税の納税や各種保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の納付が困難な場合や、新型コロナウイルスの感染症の影響により一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な状況にあるお客様に対し、お支払い猶予の相談に応じます。詳細については担当課へご相談ください。

市民税・府民税	☎0774-56-4021（税務課 市民税係）
固定資産税	☎0774-56-4022（税務課 資産税係）
軽自動車税	☎0774-56-4024（税務課 納付係）
国民健康保険料	☎0774-56-4038（国保医療課 国保年金係）
後期高齢者医療保険料	☎0774-56-4039（国保医療課 医療係）
介護保険料	☎0774-56-4043（高齢介護課 介護保険係）
上下水道料金	☎0774-52-2044（上下水道部 経営管理課）

詳しくは
WEBで



新型コロナウイルス感染症に係る下水道基本使用料の減免

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けておられる生活者や事業者の負担軽減のため、公共下水道をご利用の皆様の下水道使用料第6期分の基本使用料3,025円（生活保護世帯等、既に基本使用料減免制度の適用を受けている方は、2,805円）（税込）を減免いたします。

対象となる方	公共下水道を利用し、上下水道部と直接契約をいただいている全ての使用者
期 間	令和4年度6期分 ◎偶数月検針地区（2月検針・3月お支払い分） 3月に請求する下水道使用料から基本使用料を減免します。 ◎奇数月検針地区（3月検針・4月お支払い分） 4月に請求する下水道使用料から基本使用料を減免します。
そ の 他	集合住宅にお住まいの方で、上下水道部と直接契約のない方の減免の有無については、管理会社などにご確認ください。 この減免について、お手続きは不要です
お問い合わせ	☎0774-52-4801（上下水道部 経営管理課）

詳しくは
WEBで



※ 内容は、今後も順次更新してまいります。
最新の情報は、市ホームページ（ <http://www.city.joyo.kyoto.jp/> ）で
もご覧いただけます。